

国際 第 209 号
平成 31 年 1 月 30 日

各 位

富山県総合政策局長
(公 印 省 略)

「新たな外国人材受入れに係る制度説明会」開催に係る周知へのご協力について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、県政の推進にあたり格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 12 月 14 日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が、本年 4 月 1 日に施行されます。この法律には、新たな外国人材受入れのための在留資格として、人材が不足している産業分野において、「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」の創設などが盛り込まれています。

このたび、別添のとおり、法務省が主催して、「新たな外国人材の受入れに係る制度説明会」を 2 月 13 日 (水) に開催しますので、趣旨をご理解の上、貴下所管の企業・団体等への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 申込方法

- ・会場準備の関係上、事前の参加申込みが必要となります。別紙参加申込書に必要事項を記載のうえ、2 月 7 日 (木) までに電子メール又は FAX でお申し込みください。 (1 企業・団体あたり 2 名までの参加とさせていただきます。)
- ・参加者のとりまとめは、富山県総合政策局国際課において行います。定員 (300 名) に達し次第、締め切りますので、あらかじめご了承ください。

2 その他

- ・参加受付票は発行しませんので、当日会場へ直接お越しください。
- ・受付は、説明会開始 30 分前より行います。
- ・駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。(説明会出席に係る交通費及び駐車料金は、参加者でご負担いたします。)

事務担当：国際課 川田、小森

TEL：076-444-8873 FAX：076-432-5648

E-mail：akokusai@pref.toyama.lg.jp

平成31年1月30日
法務省入国管理局

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催について

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(以下「改正入管法」という。)が、本年4月1日に施行されます。つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

1 日時

平成31年2月13日(水) 9時30分～12時00分

2 場所

とやま自遊館ホール(富山市湊入船町9-1)

3 説明会に参加いただける方

(1) 在留資格「特定技能」による受入れを希望される富山県内所在の企業・団体・個人の方

「特定技能」の対象産業分野(14分野)

介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される富山県内所在の企業・団体・個人の方

(3) 富山県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程

第一部 ① 9時30分～10時00分 概要説明

② 10時00分～11時00分 質疑応答

第二部 ① 11時00分～12時00分 分野別個別説明(調整中)

参加申込の締切：2月7日（木）

新たな外国人材受入れに係る制度説明会参加申込書

＜申込先＞

富山県総合政策局国際課あて

FAX：076-432-5648

E-mail：akokusai@pref.toyama.lg.jp

企業・団体名	ふりがな
連絡先	TEL ()
	FAX ()
	担当者名
参加者氏名	ふりがな
参加者氏名	ふりがな

1 申込方法

- ・会場準備の関係上、事前の参加申込みが必要となります。必要事項を記載のうえ、2月7日（木）までに電子メール又はFAXでお申し込みください。（1企業・団体あたり2名までの参加とさせていただきます。）
- ・参加者のとりまとめは、富山県総合政策局国際課（TEL:076-444-8873）において行います。定員（300名）に達し次第、締め切りますので、あらかじめご了承ください。

2 その他

- ・参加受付票は発行しませんので、当日会場へ直接お越しください。
- ・受付は、説明会開始30分前より行います。
- ・駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。（説明会出席に係る交通費及び駐車料金は、参加者でご負担願います。）